

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の年齢 3 区分別人口の推移について、年少人口（0～14 歳）は昭和 55 年以降、一貫して減少を続けており、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 12 年の 92,668 人をピークに減少傾向に転じている。一方、老年人口（65 歳以上）は年少人口とは逆に、昭和 55 年以降、一貫して増加しており、平成 17 年には年少人口と老年人口が逆転した。今後、老年人口はさらに増加を続け、令和 22 年には市全体の 33% が 65 歳以上となり、生産年齢人口約 1.75 人で 1 人の老年人口を支えていくと推計されている。（出典：座間市人口ビジョン、座間市の人口推計）

産業構造について、市内において事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」であり、次いで「建設業」、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」、「生活関連サービス業、娯楽業」となっている。

市内総事業所数 3,346 に対し、第一次産業が 7 事業所（0.20%）、第二次産業が 642 事業所（19.18%）、第三次産業が 2,697 事業所（80.60%）となっており、平成 28 年と比較して全体で 124 事業所が増加している。（出典：令和 3 年経済センサス活動調査）

当市において、産業構造上では第三次産業が最も集積しており、付加価値額、雇用従業員数ともに、第三次産業における卸売業、小売業が最も高い数値であるが、次いで第二次産業における製造業が高い数値を算出していることから、当市の地域経済を牽引している業種であると言える。（出典：令和 3 年経済センサス活動調査）市内中小企業者の実態については、平成 28 年度に「製造業」を対象として実施した実態調査に依るところではあるが、今後の業況見通しについて 7 割超の企業が「現状維持または、減少傾向」と回答している。また、経営課題の設問については、約 4 割の企業が「人材確保」に課題を抱えているとの調査結果が出ている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資に積極的な自治体の 1 つとなり、更なる経済発展をしていくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に 15 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

様々な産業が分布している当市の産業構造、将来的な人口ビジョン及び事業所が抱える経営課題等を総合的に鑑みて、当市の事業者が抱える懸念を解消するために生産性の向上を目標として掲げ、現状の設備から生産性の高い設備へと一新させることにより、事業者の労働生産性の飛躍的な向上を図っていくことが必要である。このこと

から、計画期間の5年間において、新たな先端設備の導入を促進することで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標に掲げるものである。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、基幹産業である製造業をはじめ、卸売業、小売業、不動産業等と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本計画において対象となる区域は、中小企業者による幅広い取組を促すため座間市内全域とする。

（2）対象業種・事業

当市の産業は、基幹産業である製造業をはじめ、卸売業、小売業、不動産業等と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 導入促進指針及び導入促進基本計画に適合すること。
- ・ 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- ・ 認定経営革新等支援機関において、事前確認を行った計画であること。
- ・ 人員削減を目的として取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、

雇用の安定に配慮すること。

- ・公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。

- ・市税を滞納していないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。